

第37回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月14日（金）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（23人）

1番	林	敏文
2番	河村	明
3番	熊野	茂公
4番	埤田	定
5番	林	清市
6番	繁本	武紀
7番	神田	公司
8番	大嶋	順子
9番	上野	政之
10番	城	俊治
11番	中邑	照司
13番	田村	浩昭
14番	西岡	宏道
15番	久保田	等
16番	小田	博
17番	宮内	昭寿
18番	松浦	信行
19番	藤本	準一
20番	藤井	訓志
21番	弘田	靖
23番	山本	忠男
24番	吉原	則行
25番	田村	耕一（会長）

4 欠席委員（1人）

12番 杉尾 正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業振興地域整備計画の変更について

議案 第4号 下限面積（別段面積）の設定について

報告 第1号 光市農地利用最適化推進委員候補者の評価について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第37回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、12番 杉尾 正 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。本日の出席委員は23名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、3番 熊野 茂公 委員、4番 埵田 定 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。それでは議事に入ります。事務局から議案について説明をお願いします。

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字三輪地内にある1筆で、地目は畑、面積は517㎡の自作地になります。譲渡の事由ですが、譲渡人は柳井市在住で高齢ということもあり、耕作及び管理も困難となったため、隣接地の所有者である譲受人に贈与を申し出、譲受人は非常に自宅とも近く、自家用野菜の栽培に利用するため、贈与による所有権の移転を行うこととなったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果をご説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えま

す。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これも信託ではないので適用はなしとなっております。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えております。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしております。特に問題ないと思います。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、これも該当なしと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の山本 忠男 委員に調査をお願いし、先の不耕作地を除き特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります

議長 山本委員、補足説明がありましたらお願いします。

23番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

それでは議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です、議案の1ページをご覧ください。

今月の申請は1件でございます。

では番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第5条の番号1をご覧くださいけたらと思います。

本件は、売買による農地の所有権の移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者は、譲渡人は浅江の方で、譲受人は浅江の法人です。また、申請のあった土地は、大字三井地内にある1筆で、光市役所三島出張所から北西約2,500mに位置し、付近は別紙「位置図」のとおりです。地目は田、面積は506㎡の自作地です。ここを転用し、資材置場として活用したいとのことで申請が出されたものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

まず「農地の区分」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない、おおむね10ヘクタール未満の小団地の農地であり、第1種にも第3種にも該当しない農地であるため「第2種農地」と考えます。

また、「転用の目的」も資材置場ということであり、周辺には住宅等もないことから、被害防除の意味からも適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてですが、自己資金を利用することとでございます。通帳残高等により資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後から2年以内に完了する計画となっており、確実であると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」でございますが、該当するものはないと考えます。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、隣接地と一体利用する計画となっております。隣接地も同一所有者であり、同時に取得することとなっていることから確実であると考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、

事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤井 訓志 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 藤井委員、補足説明がありましたらお願いします。

20番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。

別紙の議案3号資料をご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、申請者から、農業振興地域整備計画について変更が、今回の場合除外の申請が、市に提出されたことに伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市の方から農業委員会に対して計画の変更について意見を求められているものでございます。

農業委員会の確認事項としましては、(1)当該農地を計画から除外することで、周辺農用地の集団化、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼ

すおそれがないか。(2) 農業用水利等の機能の支障とならないか。の2点になります。今回の申請は2件です。

それでは議案3号の1をご覧ください。

対象は、大字浅江の農地で宅地への進入路の拡張計画で、特段問題もないことから、計画変更にも異議のない旨回答しようとするものでございます。

なお、この件につきましては、地区担当の 田村会長 に調査をお願いし、計画から外すことについて、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議長

地区担当委員として補足説明はございません。
これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第3号の1について、特に問題なしとして市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、特に問題なしとして市長に答申します。

事務局

つつきまして議案3号の2をご覧ください。

これは、大字東荷地内の農地で、自己用住宅を建築しようとする申請で、こちらについても特段問題もないことから、計画変更にも異議のない旨回答しようとするものでございます。

なお、この件につきましては、地区担当の 松浦委員 に調査をお願いし、計画から外すことについて、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

議長

松浦委員、何か補足説明がありましたらお願いします。

18番

特に問題ございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 3 号の 2 について、特に問題なしとして市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、特に問題なしとして市長に答申します。

事務局

つづいて、議案第 4 号「下限面積（別段の面積）の設定について」です。議案の最後のページをご覧ください。

本件につきましては、毎年、設定または修正の必要性を検討し、総会等で審議をすることとなっております。

今年度につきましては、市内の営農環境に特段の変化がないことから、下限面積については変更なく、30 アールを設定面積としたいと考えます。

以上で説明を終わります、ご審議の程お願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして報告事項です。

報告第 1 号「農地利用最適化推進委員候補者の評価について」でござ

います。

評価の結果につきましては、先にお送りしております報告1号資料「1 光市農地利用最適化推進委員の候補者」に記載がございますとおりの結果となっております。

これにつきましては、新体制の農業委員会において委嘱が決定されますが、候補者の評価につきましては、先月20日に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、10地区10人全員について農地利用最適化推進委員の候補ということになりましたので、ここにご報告します。

事務局

つづいて報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第3号「水田埋立による畑地造成について」です。

届出の件数は、1件のみでございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号から3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で本日の議案の全てを終了いたしました。

本日が現任期最後の総会となりますが、各委員からご意見等ございましたらお願いいたします。

(なしの声)

それでは皆様、3年間大変お世話になりました。農業委員会制度も大きく変わり、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員も新設されます。今期で退任となる委員におかれましては、新しい委員からの相談等もあるかと思いますが、その際にはご対応をよろしくお願いいたします。

以上で第37回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年7月14日開催の第37回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印